

2017年5月8日

各 位

会 社 名 富士通株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 達也
(コード番号 6702 東証第1部)
問い合わせ先 執行役員 広報 IR室長 山守 勇
電 話 番 号 03-6252-2175

ソレキア株式会社普通株式(証券コード9867)に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

富士通株式会社(以下「公開買付者」といいます。)はソレキア株式会社(コード番号:9867、株式会社東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2017年3月17日から開始しておりますが、対象者が、2017年4月28日付で「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」を公表し、2017年5月2日付で臨時報告書を関東財務局長に提出したことを受け、本日、公開買付届出書の訂正届出書を提出し、本公開買付けにおける買付け等の期間を延長することとなりました。これに伴い、2017年3月16日付の「ソレキア株式会社普通株式(証券コード9867)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2017年3月29日付の「ソレキア株式会社普通株式(証券コード9867)に対する公開買付けの買付条件等の変更等に関するお知らせ」並びに2017年4月5日付及び2017年4月21日付の「ソレキア株式会社普通株式(証券コード9867)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」により変更された事項を含みます。)の内容を、下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(変更前)

(前略)

上記各対象者取締役会の詳細については、対象者プレスリリース、第1回変更後対象者プレスリリース、第2回変更後対象者プレスリリース、第3回変更後対象者プレスリリース及び下記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(変更後)

(前略)

上記各対象者取締役会の詳細については、対象者プレスリリース、第1回変更後対象者プレスリリース、第2回変更後対象者プレスリリース、第3回変更後対象者プレスリリース及び下記「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

なお、公開買付者は、対象者に主要株主の異動が生じたことを受けて公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があるため、法令に基づき、公開買付期間を、当該訂正届出書の提出日である 2017 年 5 月 8 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2017 年 5 月 22 日まで延長することとなりました。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑥ 公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

(変更前)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、35 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しております。

(変更後)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、43 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しております。

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2017 年 3 月 17 日 (金曜日) から 2017 年 5 月 10 日 (水曜日) まで (35 営業日)

(変更後)

2017 年 3 月 17 日 (金曜日) から 2017 年 5 月 22 日 (月曜日) まで (43 営業日)

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2017年5月16日(火曜日)

(変更後)

2017年5月26日(金曜日)

4. その他

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(変更前)

該当事項はありません。

(変更後)

対象者は、2017年4月28日付で「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」(2017年5月2日付「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正について)により訂正された事項を含みます。)を公表し、2017年5月2日付で臨時報告書を関東財務局長に提出しております。当該臨時報告書の内容は以下のとおりです(以下抜粋)。なお、以下の文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名

新たに主要株主となるもの

吉田 知広

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	261 個	3.07%
異動後	860 個	10.12%

(注) 1. 異動前の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合は、平成29年3月31日現在の株主名簿記載の議決権数及び総株主等の議決権(8,493個)に基づき算出しております。

2. 異動後の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合は、吉田 知広氏が平成29年4月28日に提出した大量保有報告書の変更報告書に基づき算出しております。

3. 総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第三位を切り捨てしております。

(3) 当該異動の年月日

平成29年4月25日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 2,293,007,000 円

発行済株式総数 普通株式 1,016,961 株

以 上